



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

エジプト：最高憲法裁判所が議会選挙関連法案に対して再び違憲判決

1. 最高憲法裁判所の違憲判決概要

5月26日、最高憲法裁判所は、4月2日にシューラー評議会で可決された修正議会選挙関連法案（代議院法と政治的権利法の修正）の13条項について違憲判決を下した。裁判所による同法案への違憲判決はこれで3回目となる。新憲法では、議会で可決された法案を合憲性審査のため最高憲法裁判所に送付することが義務付けられている。3回目の違憲判決により、2012年6月以来解散されたままの代議院（下院）の再選挙日程は決まらないままである。議会選挙関連法案のこれまでの流れおよび今次違憲判決の要旨は、以下のとおり。

●議会選挙関連法案のこれまでの流れ

- | | |
|------------|---|
| 2013年1月19日 | シューラー評議会で議会選挙関連法案が可決、最高憲法裁判所へ審査のため送付 |
| 2月18日 | 最高憲法裁判所は同法案の5項目を違憲と判決 |
| 2月21日 | シューラー評議会は同法案を修正・可決
ムルスィー大統領は法案に署名、法案成立 |
| 2月22日 | ムルスィー大統領は代議院選挙を4月27日から開始すると発表 |
| 3月6日 | 最高行政裁判所は議会選挙関連法を違憲と判決（修正法案を再度、最高憲法裁判所に送付しなかったため）、議会選挙日程を無効化 |
| 4月2日 | シューラー評議会は同法案を再度可決、最高憲法裁判所に送付 |
| 5月26日 | 最高憲法裁判所は同法案を違憲と判決 |

●今次違憲判決の要旨

- (1) 市民権の原則に鑑み、警察および兵士に選挙権がないことは違憲である。
- (2) 国民統合の原則に鑑み、宗教的シンボルおよびスローガンの使用禁止が明記されていないことは違憲である。
- (3) 国民の公正で平等な代表という原則に鑑み、人口密度に応じた選挙区割りになるよう修正するべきである。
- (4) 大統領が選挙時期・期間を決定する権利を有することは違憲である。

2. 各派の反応

今次違憲判決について各派から最も懸念が表明された点は、(1)の警察および兵士に選挙権を付与すべきとする提言である。これまでエジプトでは、警察と兵士は政治的中立性を保

つため選挙権は付与されていなかった。

バガートー議会担当相は、「最高憲法裁判決は憲法そのものであり、シューラー評議会は判決に挑戦しないだろう」と述べた一方で、個人的には軍と警察は国内政治に関与すべきでないとの立場を示した。自由公正党（ムスリム同胞団）やその他イスラーム主義政党も懸念を表明した。また、イスラーム主義政党と対立しているリベラル派連合「救国戦線」からも懸念の声が出ている。救国戦線メンバーのジョルジュ・イスハークは、投票所の治安維持を担当する軍・警察が同時に投票を行うことはきわめて危険であると述べた。他方、救国戦線の他メンバーには、違憲判決を支持する声もある。支持派には、警察・軍も市民権を有することを理由にあげる者や、自由公正党は違憲判決を下されるような法案を意図的に作ることで議会選挙を先延ばしにしたい意図があると指摘する者もいる（5月26付アハラム紙）。

違憲判決を受け、シューラー評議会は、議会選挙関連法案を再度修正する作業に入ると思われる。

（金谷研究員）